

長野市（地域・市民生活部）プレスリリース

令和5年9月29日

『インターネット上の誹謗中傷に関する相談室』を開設します

本市では、インターネット上の誹謗中傷や差別などの人権侵害を防止し、安心して安全な生活を送ることができるよう、市議会議員の提案により『長野市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例』を制定し、10月1日から施行します。

この条例の施行に併せ、インターネットの掲示板などで差別的な書き込みをされるなどの人権侵害を受けたりした場合の専門相談窓口を開設しますので、お知らせします。

- 1 名称：『インターネット上の誹謗中傷に関する相談室』
- 2 開設場所：長野市中央隣保館1階（長野市若里1-19-5）
- 3 開設日：令和5年10月2日（月）
- 4 開設時間：毎週月～金（年末年始・祝休日を除く）9時～12時
- 5 相談体制：同隣保館に相談員を1名配置し、電話相談に加え、インターネット上の誹謗中傷等に特化したメールでの相談を新たに開始
- 6 相談方法：電話又はメール（※メール相談は常時受付）
 - ・電話番号：026-223-2220
 - ・メールアドレス：net-hibousoudan@city.nagano.lg.jp

※相談室では、SNS（交流サイト）やインターネットによる問題に遭遇したとき、一人で悩むことなく、各種専門機関や支援制度を活用し自ら解決していくことができるよう、相談内容に応じた情報の提供・助言、専門的知識を有する者の紹介などを行います。

ながのご縁を



信都・長野市

地域・市民生活部 人権・男女共同参画課

（次長兼課長） 坂口 真 （担当） 村木裕一郎・西山麻美子

電話：直通 026-224-5032 FAX：026-224-7547

E-mail：jinken-danjo@city.nagano.lg.jp